

平成 25 年度 教職員研修受講手続き等（高等学校、特別支援学校）

1 受講手続き

区分	研修名	受講手続き
基本研修	初任者研修(高・特) 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。
	教職2～5年目研修(高・特) 養護教諭2～5年目研修 学校栄養職員2～5年目研修 学校栄養職員5年目研修 教職10年目研修(高・特) 養護教諭10年目研修 教職20年目研修(高・特)	○総合教育センター所長が受講者を指定し、「平成25年度基本研修受講者について(通知)」によって4月11日付けで校長に通知します。 ※教職20年未満でも本年度中に50歳になる教員を教職20年目研修(高・特)の受講者として指定します。 ○校長は、指定変更の有無及び変更の理由を「平成25年度基本研修の受講者について(報告)」によって、4月末日までに総合教育センター所長に報告します。
専門研修1	校長研修(高・特) 新任校長研修(高・特) 教頭2年目研修(高・特) 新任教頭研修(高・特) 新任主幹教諭研修(高・特) 新任係長級学校栄養職員研修	○総合教育センター所長が受講を指定し、4月1日付けで校長に通知します。 ○校長は、受講者を「受講者報告名簿」によって、4月8日までに総合教育センター所長に報告します。
	産業教育基礎技術研修 英語授業力向上研修(高) 校内支援体制研修 特別支援教育推進者研修(高) 特別支援学校新任教員研修 職業教育指導力向上研修 自立活動指導者研修 新任教務主任研修(高・特) 新任学年主任研修(高) 新任学習指導主任研修(高・特) 新任生徒指導主事研修(高・特) 新任進路指導主事研修(高・特) 新任栄養教諭研修 人権教育指導者専門研修	○総合教育センター所長が、各研修開催要項に示してある対象と定員及び「専門研修1対象者及び学校割当」によって、4月1日付けで学校宛に受講者を割当てます。 ○校長は、学校に割当てられた研修の受講者を、「受講者報告名簿」によって、4月8日までに総合教育センター所長に報告します。 ○総合教育センター所長は、その報告に基づいて、受講者を指定し4月22日付けで校長に通知します。
	ネクストステージ研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、5月20日付けで校長に通知します。
	教育相談指導者養成研修(高)	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月22日付けで校長に通知します。

専門研修2	学校図書館研修 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修〔初級〕〔中級〕 環境学習プログラム研修 ネットワーク研修 学校ホームページ構築研修 校内研修ステップアップ講座〔授業研究〕 産業教育専門研修〔農工商家〕 実習助手研修 校務処理システム研修（高） 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめの理解と対応〕 教育相談課題研修〔不登校の理解と対応〕 発達障害のある子どもの教育支援研修 早期教育相談担当者基礎研修 障害のある子どもの指導充実研修 自立活動指導充実研修 障害の重い子どもの指導充実研修 障害のある子どもの授業づくり研修 初心者のための田中ビネー知能検査Ⅴ研修 幼・保・小連携研修 特別支援教育研修 スキルアップセミナー	○校長は、受講希望者を「受講者推薦名簿」によって、5月7日までに総合教育センター所長に報告します。 ○総合教育センター所長は、各研修開催要項に示してある対象と定員によって人数を整理し、5月20日付けで「平成25年度専門研修受講者について（通知）」により、受講者を指定し、校長に通知します。 ※平成25年度新規採用実習助手は、実習助手研修を必ず受講します。
専門研修3	土曜開放講座 とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー 環境学習プログラム体験セミナー	○土曜開放講座、とちぎの教育未来塾、教職員サマーセミナーについては、4月以降に配布されるリーフレットを参照してください。 ○環境学習プログラム体験セミナーは、総合教育センターホームページよりお申込みください。
	教科自主研修（高・特）	○校長は、総合教育センター研修部長と連絡を取り、その後「教科自主研修申込書」（様式）を総合教育センター所長あて提出します。

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

備考（1） 受講の優先順位は、①基本研修、②専門研修1、③専門研修2、④専門研修3の順とします。

なお期日が重複しなければ二つ以上の研修を受講することができます。

（2） 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。

2 指定変更

（1） 初任者研修、新規採用養護教諭研修、新規採用学校栄養職員研修以外の基本研修について、参加困難な者がいるかどうかを確かめて、指定変更の有無及び変更の理由を「平成25年度基本研修受講者について（報告）」によって、4月末日までに総合教育センター所長に報告してください。

（2） 上記以外の研修の指定変更や割当て変更及び年度途中の変更等がある場合には、その事情を総合教育センター所長に連絡してください。

3 研修の欠席連絡について

受講者が欠席するときは、原則として研修開始時刻までに、校長が総合教育センター所長にその旨を連絡してください。

4 専門研修 1 対象者及び学校割当（高等学校、特別支援学校）

研 修 名	対 象
産業教育基礎技術研修	教職 3 年目に該当する高等学校の農業科・工業科・商業科・家庭科担当教員。
英語授業力向上研修（高）	高等学校の英語科担当教員（各校 1 人）。 本年度の学校割当については、以下の通りです。 宇 高、宇南高、宇清高、宇中女高、宇工高、鹿 高、鹿南高、今 高、明峰高、石 高、小南高、北桜高、 栃 高、栃農高、栃商高、翔南高、佐 高、松桜高、足南高、足工高、 真 高、北陵高、芳星高、鳥 高、大 高、黒羽高、清峰高、黒 高、 矢 高、高 高
校内支援体制研修	各学校の児童・生徒指導の実態に応じて教育相談及び特別支援教育を推進し、校内支援体制の整備・充実に向けて中心的な役割を担う教員（教育相談係主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事など）。 本年度の学校割当については、以下の通りです。 宇 高、宇東高、鹿南高、今 高、石 高、栃工高、足南高、足工高、真女高、茂 高、矢 高、高 高、宇商高（定）、学悠館高（定）
特別支援教育推進者研修（高）	今年度の特別支援教育コーディネーター。 ただし、これまでに新任特別支援教育コーディネーター研修（高等学校）、特別支援教育推進者研修（高等学校）を受講した者を除く。
特別支援学校新任教員研修	今年度、特別支援学校に初めて着任した教諭。
職業教育指導力向上研修	特別支援学校高等部における職業教育に関連の深い各教科や各教科等を合わせた指導等において、その指導計画の作成や実際の指導の中心となる高等部教員（各校 1 人）。
自立活動指導者研修	自立活動における指導的役割を担う特別支援学校教員（各校 1 人）。
新任教務主任研修（高・特）	平成 25 年度の各新任主任・主事。 ※該当する研修を過去に受講した者を除く。 教務担当主幹教諭のうち、新任教務主任研修（高・特）を受講していない者は、新任教務主任研修（高・特）を受講する。 生徒指導担当主幹教諭のうち、新任生徒指導主事研修（高・特）を受講していない者は、新任生徒指導主事研修（高・特）を受講する。 進路担当主幹教諭のうち、新任進路指導主事研修（高・特）を受講していない者は、新任進路指導主事研修（高・特）を受講する。
新任学年主任研修（高）	
新任学習指導主任研修（高・特）	
新任生徒指導主事研修（高・特）	
新任進路指導主事研修（高・特）	
人権教育指導者専門研修	人権教育主任等。ただし、平成 24 年度までに同和教育研修、人権教育研修、人権教育指導者専門研修のいずれかを受講した者を除く。 本年度の学校割当については、以下の通りです。 宇中女高、宇商高、 鹿商工高、小南高、 小城南高、学悠館高、翔南高、 佐東高、 清風高、 真 高、 黒羽高、 拓陽高、 さくら高、のざわ特校、わか特校、南那特校、宇東附中